

成年後見制度利用促進専門家会議

第3回 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ

第二期計画及び中間検証報告書を踏まえた 不正対策に係る取組の現状等について



令和8年9月10日

最高裁判所事務総局家庭局

裁判所における 取組の状況等

第二期計画及び中間検証報告書を踏まえた
不正対策に係る取組の現状

不正防止に関する取組
－保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預金－

第二期計画及び中間検証報告書を踏まえた不正対策に係る取組の現状

①定期監督における適切な審査の継続

後見人等から、定期的に事務の報告を求め、その事務に問題を発見した場合には、速やかに適切な措置を講じて被害を最小限に抑止

②親族後見人等に対する後見人等の役割の理解の促進

後見人等の事務内容や留意事項等を記載したハンドブックやQ & A等の交付、後見人用DVDの視聴、合同説明会の実施などにより、親族後見人等に後見人等としての責任の重さや事務遂行上の留意点等を丁寧に説明

③その他の取組

○弁護士や司法書士等の専門職の関与

○後見制度支援信託や支援預貯金を積極的に活用（保佐・補助類型を対象とした商品につき、次頁で更に説明）

○専門職団体においても、内部における不正防止対策として、会員に対する自律的な指導監督を実施

 家庭裁判所としては、各専門職団体とも連携を図りながら、①～③の取組を適切に運用

不正防止に関する取組 – 保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預金 –

(第二期計画 18 頁)

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。

(第二期計画に係る中間検証報告書 32 頁)

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入の促進に当たっては、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整等、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、関係省庁等と連携しながら、引き続き対応を促していく必要がある。

保佐・補助類型を対象とする支援預金の概要

- 後見類型の支援預金は、成年後見人が包括的代理権を有していることを前提に、預金口座として、
 - ①大口口座（大きな生活の変化等があった場合に要する費用の原資として使用することを想定）と、
 - ②成年後見人用の小口口座（日常的な生活費の原資として使用することを想定）の二つのみが設定されている
- 保佐・補助類型では、原則として、保佐人又は補助人による代理ではなく本人自らが法律行為を行うことが想定されているため、保佐・補助類型を対象とする支援預金は、①大口口座と②保佐人・補助人用の小口口座に加えて、③本人用の小口口座を設定できる仕組みとなっている
本人が自由に取引できる小口口座が設定されることで、不正防止のみならず、本人の権利擁護にも資する側面を有する

取扱金融機関

令和 7 年 10 月 1 日から静岡県内の全ての信用金庫において取扱い開始

沼津信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、浜松いわた信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫